

## <酒田市からのお知らせ>

# 高速道路の遊佐比子ICまでの供用開始に伴い、 屋外広告物の規制が変わります。

現在建設中の高速道路・日本海沿岸東北自動車道（日沿道）について、酒田みなとインターチェンジ（IC）から（仮称）遊佐比子IC間は、令和2年度内に供用開始（開通）される見通しです。この開通に伴い、以下の地域で規制が変わり、設置できる看板の種類や大きさ、高さ等がより厳しく制限されるようになります。屋外広告物を設置する際にはご留意いただくようお願いいたします。

### ■規制の変わる地域 \* 拡大図が裏面にあります

**黒太枠線内の緑色部分が規制の変わる地域です**  
 ※高速道路沿いの両側500m以内、  
 及びICから道程3km以内の国道と県道沿いの両側500m以内で、  
 かつ用途地域の範囲外が変わります

（仮称）遊佐比子IC予定位置  
 千代田字西谷地  
 宮内字六ツ新田  
 穂積字尻地

高速道路・日沿道予定ライン（青点線）

👉 上図のとおり、西谷地、六ツ新田、及び尻地の集落周辺の規制が変わります。

### ■変更される規制の内容 \* 規制変更は日沿道延伸部分の供用開始からです

広告の区分	規制変更前	規制変更後
自家広告物	設置できる	設置できる
案内広告	設置できる	設置できるが表示内容や個数に制限がある
一般広告物	設置できる	設置できない

広告の種類	規制変更前	規制変更後
建植広告 （地上に設置する独立看板）	高さ8m以下、かつ 一面の表示面積10㎡以下	高さ5m以下、かつ 一面の表示面積5㎡以下
壁面利用広告 （建物壁面や塀などへの設置看板）	一面の表示面積10㎡以下 1壁面の合計は20㎡以下	一面の表示面積5㎡以下 1壁面の合計も5㎡以下
屋上利用広告 （建物屋上への設置看板）	設置できる	設置できない

※上の表は抜粋です。広告の種類は他にも有ります。詳細は下記のお問合せ先までご確認ください。

### ■基準に合わなくなる看板がある場合

- 既存の看板で設置基準に合わなくなるものは、撤去もしくは、基準に合わせて設置し直す必要があります。
- 基準が変わるタイミングは、日沿道延伸部分の供用開始日からになりますが、そこから5年間の経過措置があります。供用開始日から5年の間に撤去や基準に合わせた補修などの対応をお願いします。

**問合せ：**◆酒田市に設置する場合  
 酒田市 都市デザイン課 屋外広告物担当 ☎0234-26-5746

◆遊佐町、鶴岡市、三川町、庄内町に設置する場合  
 庄内総合支庁 建設総務課 屋外広告物担当 ☎0235-66-5586

## ■規制の変わる地域（拡大図）

**黒太枠線内の緑色部分が規制の変わる地域です**

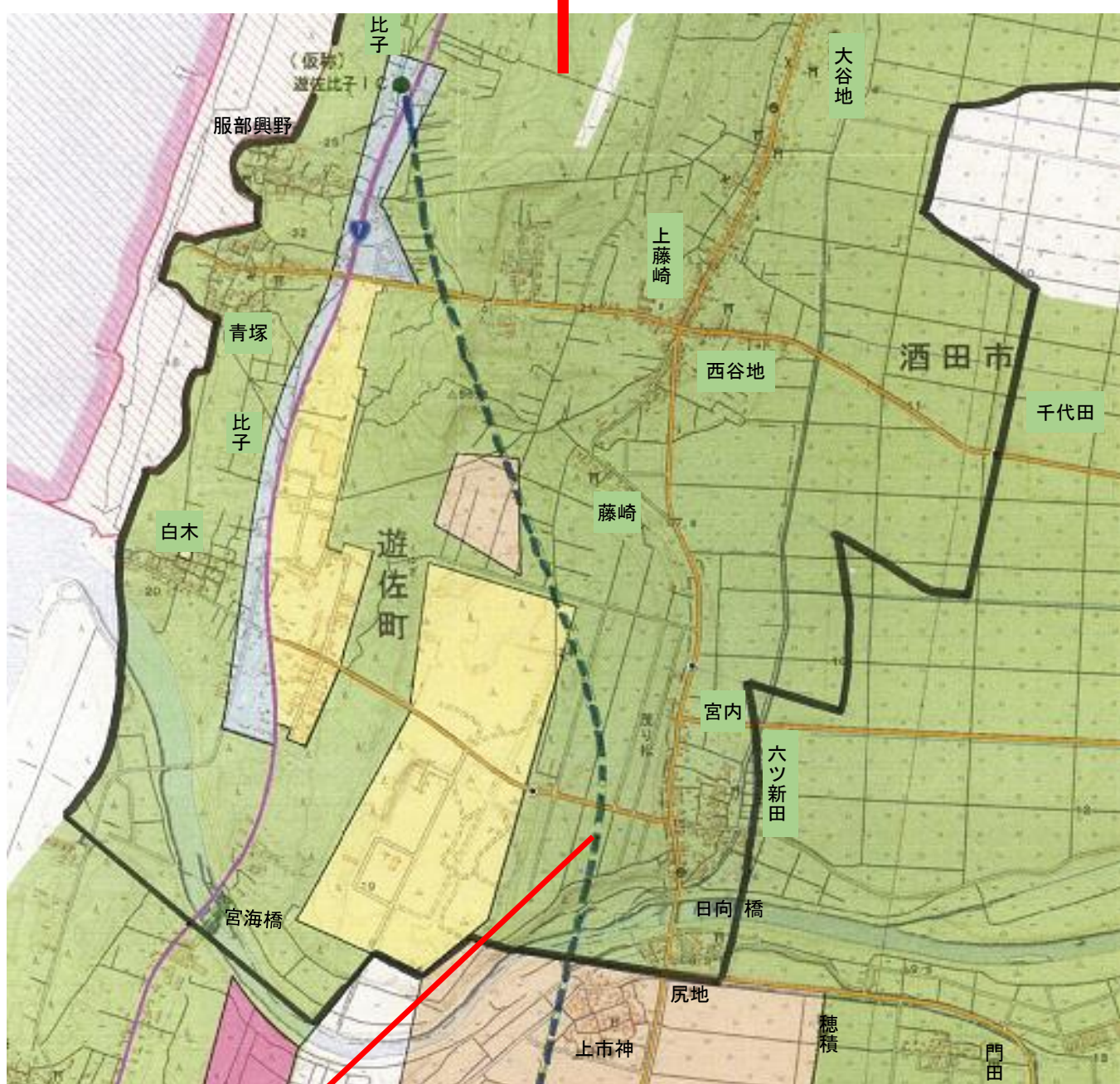
（インターチェンジの位置が確定していない為、暫定的な図になりますが、おおむね変わりません）

※高速道路沿いの両側500m以内、

及びICから道程3km以内の国道と県道沿いの両側500m以内で、

かつ用途地域の範囲外が変わります

※※詳細に関しては、前ページのお問合せ先までご確認ください



高速道路・日沿道予定ライン（青点線）